

■保育士修学資金貸付制度の概要

貸付額	<ul style="list-style-type: none"> ●学費分として月額50,000円以内 次の①②を加算することができます。 ①入学準備金 養成施設入学年度の初回の貸付時に限り、200,000円以内 ②就職準備金 卒業時に限り、200,000円以内
貸付期間	<ul style="list-style-type: none"> ●養成施設に在学する期間（正規の修学期間） ただし、2年間を限度とします。
貸付利子	<ul style="list-style-type: none"> ●無利子
貸付金の振込	<ul style="list-style-type: none"> ●原則年4回に分けて振込み ただし、入学準備金は養成施設入学時の初回の貸付け時に、就職準備金は卒業時に振込みます。
返還免除	<ul style="list-style-type: none"> ●山口県内の養成施設卒業後、山口県内の保育所等において保育士として5年間従事した場合、返還が全額免除されます。 中高年離職者又は県内過疎地域内で従事する場合は3年間です。 (※注：児童指導員等の業務ではなく、保育士の業務に従事する場合のみ) ●要件を満たさない場合は返還が生じます。
申請の手続き (必要書類)	<p>※申請書類は全て高校を通じてお申込みください。</p> <p>※申請書類チェックリストで確認した上で、書類を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>保育士修学資金貸付申請書（実施要綱別記第1号様式-①）</u> (2) <u>高校の学校長の推薦書（実施要綱別記第2号様式-①）</u> (3) <u>個人情報の取扱いについて（別紙様式①）</u> (4) <u>世帯全員（申請者及び申請者と同一生計にある者全員、以下同じ。）の住民票の写し及び世帯全員の直近の所得証明書（いずれも申請日より3か月以内発行、コピー不可）</u> (5) <u>山口県社協会長が申請書の審査等に特に必要があると認めるときは、必要と認める書類</u> (6) <u>チェックリスト</u>